中山中学校新校舎の見学会を開催します

昨年7月から工事を進めてきた中山中学校新校舎が間もなく完成を迎えます。 次の日程で見学会を開催しますので、新しくなった中学校を是非ご覧ください。

12月27日(日) ●期

午前10時~午後3時 ●時

所 中山中学校新校舎

● その他 ・校舎には、昇降口よりお入りください ・内履きをご持参ください 留意事項 ・お車でお越しの際は、西側出入口のご利用をお願いします



※お問い合わせ先 **教育課学校施設整備G ☎662-5435**

方及び町内事業所などに、償却資産申告の手引きを参考に、次の受付期申告の手引きを参考に、次の受付期申告の手引きを参考に、次の受付期間中に申告してください。 方及び町内に 書が届かない場合には、ご連絡くださ、申告が必要であるにも関わらず申り 【償却資産】を所有してい

●申告受付期間 平成28年1月 ●申告受付場所 役場1階5番窓口(郵送可) ~2月1日 月 住民税務課税務G **4**日

※お申込み・お問い合わせ先

食生活改善推進協議会事務局

健康福祉課健康づくりG

健康づくりの 料理講習会 ため 参加者募集 の

●日時 **平成28年1月21日(木)** 選慣病を予防し、町の健康づくりを推 習慣病を予防し、町の健康づくりを推 **2662 - 2836**

申告書の 送付につい 「償却資産」 ての

※お問い合わせ先 住民税務課税務G

事業主・農業経営の皆さんへ \$662 · 211

る

※お問い合わせ先 建設課下水道管財G

▼成27・28年度中山町入札参加資格審査申請の追加受付を開始します。 町が発注する建設工事及び測量・コンサル等、物品の納入及び業務委託の入札に参加を希望される方や中山町小規模工事等受注登録を希望される方は関係書類を提出してください。 ●建設工事及び測量・コンサル等

◇提出書類 町公式ホームページ

◇提出書類 町公式ホームページ

審査申請に 入札参加資格 つ い て

● 場所 **町保健福祉センター**● 内容 健康講話・調理実習・味噌の塩分測定

● 対象者 40歳~70歳の町内在住のの塩分測定

一 大等)、エプロン、味噌汁100cc

ナ等)、エプロン、味噌汁100cc ●申込方法 12月15日~動きやすい服装 cc ン 0 の 、ダ円方

味噌汁

。 28 日 「まで電話

避難行動要支援者名簿登録のお願い 町では災害発生時における配慮を要する者【要配慮者(※1)】のうち、自ら避難することが 困難で支援を要する者(避難行動要支援者)を把握するために、避難行動要支援者名簿を作成し

「災害対策基本法」及び「中山町地域防災計画」で示されている下記の方々については、避難 行動要支援者名簿への登載が町に義務づけられております。

①75歳以上のみの世帯に属する者、②身体障害者手帳1級・2級所持者(心臓のみ、じん 臓機能障害のみで該当のものを除く)、③療育手帳A所持者、④精神障害者保健福祉手帳1 級所持者、⑤要介護認定3以上の者、⑥・①~⑤以外の避難支援を希望する要配慮者

上表の⑥の、避難行動要支援者名簿への登載を希望される方は、民生委員または健康福祉課福祉 Gまでご連絡願います。

- ※1 要配慮者:高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、 乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で次のような状態にある方など
 - ○自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な人
 - ○身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な人
 - ○危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人
 - ○危険を知らせる情報を受け取っても、対応・行動ができない若しくは困難な人
 - ○災害時(避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間)被災地で生活する際に何 らかの配慮が必要な人

なお、避難行動要支援者名簿登載者の内、本人の同意のある方は、予め、避難支援等関係者(※2) に町が避難行動要支援者名簿を提供し、迅速な避難支援に役立てられます。

同意の確認について、後日、個別にご案内いたします。

※2 避難支援等関係者:町内会、自治会、消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、 自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

> ※連絡・お問い合わせ先 健康福祉課福祉G **2**662 - 2673

さい 除対象者認定書」 祉センター 除を受けるには、 が必要です。 町長の認定」による税法上の障害者控 12月31日現在で要介護2以上の認定

内)に申請し、

「障害者控

長期休館のお知りのは、長期休館のお知りのは、これのでは これのでは、これ

知らせ

健康福祉課(保健福

ださ

の前に健康福祉課までお問い合わせく

証明書」を発行しますので、

の交付を受けること

お問

産業振興課産業振興G

認定書は、平成28年1月4日以降の交 要な方は、 なる場合がありますので、 を受けている方は障害者控除の対象と て認められるためには、 【おむつ代の医療費控除について】 付になります。 おむつ代が医療費の控除の対象とし なお、 健康福祉課で申請してくだ 平成27年12月31日現在の 認定書が必

ご協力をお願いいたします。

1月から2月末まで

ご不便をおかけしますが、

ご理解と

次のとおり休館いたします

改修工事を実施するため、

当該施設を

豊田地区農業集落多目的集会施設

 \mathcal{O}

₹662

2

1年目の所得

ます。

より、 の対象とされています。 いて (障害者控除対象者認定書の交付につ この「障害者に準ずる者等としての

65歳以上の方は所得税法等の規定に

いても、所得税等申告時の障害者控除 して町長の認定を受けている方」につ いる方のほか「障害者に準ずる者等と 身体障害者手帳の交付を受けて

の場合、

健康福祉課

(保健福祉セン

控除が認められる場合があります。 たきり状態等が確認できれば、医療費

ح

ター

内

にて「おむつ代の医療費控除

662 ☎662 - 2456 健康福祉課福祉G 2

認定申請について

税の控除について 住民税務課税務G ※お問い合わせ先

税金に関するお知らせ ことについて医師が発行する「おむ及び治療上おむつの使用が必要であ申告の際に、寝たきり状態であるこ の提出が必要です

介護認定資料(主治医意見書等)で寝書」に代わり、介護保険法に基づく要は、医師が発行する「おむつ使用証明なお、2年目以降の所得申告の際 使用証明書」と「おむつ代の領収書」

寝たきり状態であること つる 27.12.15 14

15 27.12.15

事等受注登録は、随時受け付けており物品・業務委託及び中山町小規模工〜29日 (月)